平成２６年（フ）第２２７６号
札幌市中央区南６条西21丁目２番18―301号
債務者　布施　勝利
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１７号
札幌市中央区南６条西18丁目３番２―401号
債務者　岸本　明美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１８号
札幌市中央区南６条西18丁目３番２―401号
債務者　岸本　貴弘
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５７号
北海道江別市緑町西１丁目４番地の２　ＡＭＳ江別Ｉ―306
債務者　大和　　栄
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
札幌市中央区北６条西13丁目３番地16　アークパレス桑園206号
債務者　松田美知子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４２号
群馬県前橋市小坂子町1862番地１　ファームビレッジ前橋101号
債務者　冨樫　和也
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５７号
群馬県伊勢崎市曲輪町23番22号　伊勢崎ハイツ104
債務者　小林　玲子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７１号
群馬県伊勢崎市連取町1413番地２
債務者　杵渕　修一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　ＳＡ―301号
債務者　加藤　順一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
群馬県高崎市綿貫町627番地９　メイプルコテージ203号
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８号
埼玉県熊谷市高柳３番地６
債務者　望月　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２０１号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地33―505、前住所京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地10―403
債務者　堀　　美湖
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地７　ムービーハイツ太秦209号
債務者　岩本和子こと　李　　絹子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
京都府京田辺市三山木柚ノ木31番地２　ジョイフル三山木210号
債務者　西岡　淳治
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町24番地６　エバーグリーンヴィラ吉祥院302号室、前住所京都市上京区大宮通今出川下る薬師町239番地１　丸共ビル311号
債務者　山室　　亙
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台20―203号
債務者　中務　優美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
大阪府羽曳野市河原城789番地の５
債務者　上木　務弘
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係